



基発0514第4号
令和2年5月14日

公益社団法人 日本精神科病院協会長 殿

厚生労働省労働基準局長



新型コロナウイルス感染症の労災保険給付に係る協力要請について

日頃より、労働基準行政につきましては、多大なるご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、これまでの感染状況を踏まえると、今後、医師、看護師など医療従事者の方から労災保険給付に関する請求の増加が見込まれ、より一層適切な対応が求められる状況となっています。

このため、当局におきましては、新型コロナウイルス感染症の労災補償の取扱いについて、令和2年4月28日付け基補発0428第1号（別添1）により、都道府県労働局あて指示を行ったところです。

また、今後は、本通達等に基づき、適切に対応することとしておりますが、業務により感染した医療従事者の方が適切に労災保険給付を受けられるようにするためには、各医療機関のご理解とご協力が重要かつ必要不可欠となっております。

つきましては、下記事項につきまして、ご協力を賜りたく、改めて周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 医療従事者の方が感染した際の請求勧奨のお願いについて

別添1のとおり、患者の診察若しくは看護の業務等に従事する医療従事者の方が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となることから、これに該当すると考えられる場合には、感染した医療従事者の方に労災保険給付の請求を勧奨するとともに、その請求手続きについて、ご協力をいただきたいこと。

2 労災保険給付請求に係る調査へのご協力について

業務上において、新型コロナウイルスに感染したとして、労働者から労災保険給付の請求があった場合には、労働基準監督署から労災認定に必要な調査として、被災した労働者の主治医等に対して、自覚症状及び自覚症状の出現日、他覚所見など医学的事項について文書等により照会する場合がありますことから、当該調査へのご協力をいただきたいこと。

3 厚生労働省 HP 掲載の Q&A の周知について

厚生労働省 HP において新型コロナウイルス感染症に係る労災補償に関する Q&A（別添 2）を掲載していることから周知いただきたいこと。

1 0 年 保 存
機 密 性 1
令和3年4月1日から 令和13年3月31日まで

基補発 0428 第1号
令和2年4月28日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて

新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」という。）に係る労災補償業務における留意点については、令和2年2月3日付け基補発0203第1号で通知しているところであるが、今般、本感染症の労災補償について、下記のとおり取り扱うこととしたので、本感染症に係る労災保険給付の請求や相談があった場合には、これを踏まえて適切に対応されたい。

記

1 労災補償の考え方について

本感染症については、従来からの業務起因性の考え方に基づき、労働基準法施行規則別表（以下「別表」という。）第1の2第6号1又は5に該当するものについて、労災保険給付の対象となるものであるが、その判断に際しては、本感染症の現時点における感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性にかんがみた適切な対応が必要となる。

このため、当分の間、別表第1の2第6号5の運用については、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、労災保険給付の対象とすること。

2 具体的な取扱いについて

(1) 国内の場合

ア 医療従事者等

患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となること。

イ 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの

感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象となること。

ウ 医療従事者等以外の労働者であって上記イ以外のもの

調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる次のような労働環境下での業務に従事していた労働者が感染したときには、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断すること。

この際、新型コロナウイルスの潜伏期間内の業務従事状況、一般生活状況等を調査した上で、医学専門家の意見も踏まえて判断すること。

(ア) 複数（請求人を含む）の感染者が確認された労働環境下での業務

(イ) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

(2) 国外の場合

ア 海外出張労働者

海外出張労働者については、出張先国が多数の本感染症の発生国であるとして、明らかに高い感染リスクを有すると客観的に認められる場合には、出張業務に内在する危険が具現化したものか否かを、個々の事案に即して判断すること。

イ 海外派遣特別加入者

海外派遣特別加入者については、国内労働者に準じて判断すること。

3 労災保険給付に係る相談等の取扱いについて

(1) 本件に係る相談等があった場合には、上記1の考え方にに基づき、上記2の具体的な取扱い等を懇切丁寧に説明するとともに、労災保険給付の対象となるか否かの判断は、請求書が提出された後に行うものであることを併せて説明すること。

なお、請求書の提出があった場合には、迅速・適正な処理を行うこと。

(2) 本件に係る労災保険給付の請求又は相談があった場合には、引き続き、速やかに補504により当課業務係に報告するとともに、当該請求に対して支給・不支給の決定を行う際には、当分の間、事前に当課職業病認定対策室職業病認定業務第一係に協議すること。

厚生労働省 HP に掲載されている新型コロナウイルスに関する Q&A

(労働者の方向け)

5 労災補償

問1 労働者が新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となりますか。

答1 業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

請求の手続等については、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

労働局・労働基準監督署一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等

問2 医師、看護師などの医療従事者や介護従事者が、新型コロナウイルスに感染した場合の取扱いはどのようになりますか。

答2 患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

問3 医療従事者や介護従事者以外の労働者が、新型コロナウイルスに感染した場合の取扱いはどのようになりますか。

答3 新型コロナウイルス感染症についても、他の疾病と同様、個別の事案ごとに業務の実情を調査の上、業務との関連性（業務起因性）が認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

感染経路が判明し、感染が業務によるものである場合については、労災保険給付の対象となります。

感染経路が判明しない場合であっても、労働基準監督署において、個別の事案ごとに調査し、労災保険給付の対象となるか否かを判断することとなります。

問4 感染経路が判明しない場合、どのように判断するのですか。

答4 感染経路が判明しない場合であっても、感染リスクが高いと考えられる次のような業務に従事していた場合は、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況を調査し、個別に業務との関連性（業務起因性）を判断します。

(例1) 複数の感染者が確認された労働環境下での業務

(例2) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

問5 「複数の感染者が確認された労働環境下」とは、具体的にどのようなケースを想定しているのでしょうか。

答5 請求人を含め、2人以上の感染が確認された場合をいい、請求人以外の他の労働者が感染している場合のほか、例えば、施設利用者が感染している場合等を想定しています。

なお、同一事業場内で、複数の労働者の感染があっても、お互いに近接や接触の機会がなく、業務での関係もないような場合は、これに当たらないと考えられます。

問6 「顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務」として想定しているのは、どのような業務でしょうか。

答6 小売業の販売業務、バス・タクシー等の運送業務、育児サービス業務等を想定しています。

問7 上記答4の(例1)、(例2)以外で示した業務以外の業務は、対象とならないのでしょうか。

答7 他の業務でも、感染リスクが高いと考えられる労働環境下の業務に従事していた場合には、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況を調査し、個別に業務との関連性(業務起因性)を判断します。

問8 新型コロナウイルスに感染した場合、請求手続について事業主の援助を受けることはできますか。

答8 請求人がみずから保険給付の手続を行うことが困難である場合、事業主が助力しなければならないこととなっており、具体的には、請求書の作成等への助力規定などがありますので、事業主に相談をしてください。

なお、事業主による助力については、労働者災害補償保険法施行規則第23条で規定されています。

※ 労働者災害補償保険法施行規則第23条(抄)

- 1 保険給付を受けるべき者が、事故のため、みずから保険給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、事業主は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

(略)

詳しくは、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

労働局・労働基準監督署一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.htm>

↓

(参考) 新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて(通達)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626126.pdf>

(企業の方向け)

問1から問7までは(労働者の方向け)と同一内容で掲載。問8については、以下のとおり掲載。

問8 労働者が新型コロナウイルスに感染したとして労災請求する場合、事業主として協力できることはありますか。

答8 労災請求手続は、請求人に行っていただくものですが、請求人が保険給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合、請求人の症状を確認しつつ、適宜、請求書の作成等への助力をお願いします。

なお、事業主による助力については、労働者災害補償保険法施行規則第23条で規定されています。

※ 労働者災害補償保険法施行規則第23条（抄）

- 1 保険給付を受けるべき者が、事故のため、みずから保険給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、事業主は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

（略）